

「障がいのある学生への支援に関する基本方針」

平成 28 年 12 月 21 日制定

基本理念

鈴鹿大学・鈴鹿大学短期大学部（以下「本学」という。）は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、学生の障がいの有無及びその程度によって分け隔てることなく、大学に係る全ての者が、相互に人格と個性を尊重しながら、ともに学びあう大学を目指す。

支援対象学生の定義

支援対象の障がいのある学生とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」による「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁等により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある」本学入学希望者及び本学学生で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性を認められた者をいう。

合理的配慮に基づく支援

本学は、障がいのある学生が本学において教育を受け、学生生活を過ごすにあたり生ずる社会的障壁の除去を希望した場合、その障がいの特性や社会的障壁の具体的内容に応じ、本学と障がいのある学生双方の建設的対話による相互理解を通じて、合理的配慮に基づく支援を行う。

受け入れ及び支援方針

本学は、基本理念に従い、障がいのある学生に対して以下の方針に基づく支援を行う。

(1) 障がいを理由に受験を断念することがないように努める。(2) 障がいを理由に修学を断念することがないように修学機会の確保に努める。(3) 修学権利が学生本人にあることを踏まえ、学生の要望に基づいた調整を図るように努める。(4) 支援の範囲は、入試、授業、試験、課外活動、キャリア形成、大学行事への参加等、大学教育に関する事項とする。(5) 情報の保障、コミュニケーションの配慮、公正な試験、成績評価などにおける配慮や考え方を障がいのある学生及びその保護者等に伝える。(6) 学生が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、学内のバリアフリー化に努める。

支援体制

学生支援課および入試広報キャリア課に、入学から卒業までの一貫した支援を行う「障がい学生支援チーム」を置き、学内外の関係部署と連携しながら全学的な支援体制を強化するとともに、学生・教職員の意識啓発及び専門性の向上に努める。